

やくどうする

広報

しもいち 4

2026
No.743

3月12日、下市小学校最後の卒業生たちが青空の下、後期課程を修了しました。あきつ学園の生徒として胸を張って卒業です。通い慣れた学び舎を旅立つ生徒たちは、大きな希望を胸に次のステージに向かいます。

卒業

施政方針

令和8年第2回町議会定例会が開かれ、はじめに町長が令和8年度の施政方針を説明しました。町の運営はどのように進められるのか、5つの重点施策についてお知らせします。

1 「福祉の充実」

高齢化が進展し、様々な課題を抱える高齢者が増加するとともに、2040年には団塊の世代が90歳以上となり、後期高齢者人口がピークを迎えることが見込まれますが、地域の複雑化・複合化したあらゆる相談・支援ニーズに対応するため相談者の属性に関わらず包括的・重層的に相談を受け止め、世帯全体の包括的な支援を下市町と下市町社会福祉協議会が一体となり一層推し進めてまいります。

また、県下に先駆けて取り組んでおります100歳体操や高齢者いきいきサロンにおきましても、年々担い手の高齢化等による担い手不足が懸念されており、新年度におきましては担い手不足解消のひとつとして100歳体操やサロンの活動を生活支援コーディネーターと共に支援し、地域のニーズを踏まえ、介護・認知症・フレイル予防教室をはじめ健康寿命の延伸ができる施策を行うほか、少しでも町民の方々の体調の変化に気づける身近な行政となれるよ

うに訪問や地区巡回を展開してまいります。加えて、健康寿命を延ばすという点では、予防が大切です。がん検診による二次予防（早期発見、早期治療）や、予防接種による一次予防（発症、重症化の予防）など、予期せぬ疾病にかかることを少しでも予防できる、正しい情報の発信や事業の周知・展開を実施してまいります。

つづいて、新年度におきましては、当町でも妊娠期から子育て期に至る切れ目のない支援を推進するとともに、保護者の不安や負担を軽減する相談支援体制整備のひとつとして、こども家庭センターを設置いたします。また、支援策としても、出産直後の心身と共に関心する産後ケア事業を新たに実施したいと考えています。子どもを望む方々への経済的支援として、不妊治療費の一部助成事業も継続して実施いたします。



2 「教育の振興」

少子高齢化、高度情報化など社会の変化のスピードがますます加速する中で、次代の担い手である子ども達が、豊かな人間性や思いやりの心をも身につけ、心身とも成長できるように環境を整え、子育て支援に努めてまいります。そして新年度も引き続き、下市こども園、下市あきつ学園の園児・児童・生徒の給食費の無償化を実施し、子育て世代の負担の軽減を図ります。また、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象とした「第3期下市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ベビーマスター派遣事業の利用支援など具体的な事業への取組みを行い、「親子の輝きを支えるふれあいのあるまち・下市」の実現に向けて、すべての子育て家庭を支援し子育て環境の充実に努めてまいります。

また、「第3期下市町教育大綱」に基づき、こども園では遊びや様々な活動を通じて学習や生活の土台となる力を育んでいます。本年度からは

英語学習を導入しており、あきつ学園の学びへとしっかりと繋げて行けるようにします。

下市あきつ学園では、基本理念である「自由な校風」「未来志向」「絆づくり」を基盤に据え、10の方向性を設定して教育活動を進め、新年度であきつ学園が開校して4年目を迎えることから、これらの教育活動を定着させていく時期となっております。

基礎的な学力の定着を図ると共に、英語のコミュニケーション能力の向上と国際的な理解を深めることを目指し、グローバル化した国際社会への対応力を身につけるためのきっかけとなるよう語学研修事業を実施します。

社会教育につきましては、関係団体や地域の方々と連携して、健康増進につながるスポーツ活動や文化・芸術活動等を支援して、生涯学習の推進と社会教育の充実に努めてまいります。



3 「防災の充実」

災害から住民の生命と財産を守るため、今年度に改定した地域防災計画に基づき、災害時の被害を最小化する「減災」の推進と、「自助・共助・公助」の組み合わせによる取組を推進してまいります。また、自主防災意識の高揚と地域の防災力の向上を図るため、町全体での防災訓練の実施に取り組んでまいります。

更新時期を迎えた現行のサイレン吹鳴システムに代わる災害情報伝達手段として、サイレン・スピーカー・専用アプリ等を複合的に活用した新たな災害情報伝達手段の整備に取り組みます。

また、避難所の核となる体育館の空調整備やドローン、発電設備、災害用車両の導入など、災害への備えをより一層充実させてまいります。



4 「町の振興・町の賑わい」

町の振興・賑わいについては地域の魅力を広く伝え、地域資源を活かした賑わいの創出に努めており、引き続き「下市町賑わい創出協議会」が中心となり、K-TOO・下市集学校をはじめとした賑わい拠点の継続性を向上させる取組を行い、誘客・地域交流の促進、雇用の創出、地場産業・農林業の活性化、移住定住の促進といった下市町全体で賑わいを生み出す取組を引き続き行ってまいります。

移住定住対策につきましては、若者世帯が町内で新築する住宅建築費に対する補助、新築の民間賃貸集合住宅に入居した場合の補助などを引き続き行ってまいります。また、昨年度より実施している学びの支援事業として通学定期券の補助を、新年度からは対象者を大学生・専門学校生まで拡大して行ってまいります。空き家対策につきましては、空き家バンクの事務所をK-TOOに移し、移住定住相談を新たに実施するなど相談

体制の強化を図ると共に、空き家売買時の不動産業者仲介手数料の補助を新設するなど、空き家活用補助金を一部拡充して空き家の利活用に努めてまいります。

農林業につきましては、新規就農者や認定農業者への支援、農産物のブランド化や販路拡大、加工品開発などにより農業の活性化を進めると共に、施業放置林の間伐を行い施業放置状態の解消に努めるなど森林整備などに取り組みます。有害鳥獣対策についても補助金を拡充するなど引き続き支援を行ってまいります。

5 「持続可能な行財政運営」

財政運営については、人口減少及び高齢化等に伴い自主財源の根幹である町税の減少が続いており、国等からの依存財源が歳入の大部分を占めている状況にあります。

過疎対策事業債をはじめとする有利な財政措置のある地方債の計画的発行や歳出の抑制等による財政健全化に努め、効果的で効率的な行財政

運営及び健全で持続可能な財政運営を目指し取り組んでいくところであります。

その中で、昨年度に引き続き新火葬場整備事業を実施するほか、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震に備えて災害情報伝達手段の構築など防災体制の強化、少子高齢化の進行等に伴う社会保障関連経費の増加や老朽化する公共施設等の維持・更新に取り組む必要があります。

また、企業版ふるさと納税を活用した「まち・ひと・しごと創生推進事業」では、地域の魅力を最大限に引き出す事業を実施し、「躍動する下市町」を進めます。

昨年度、防災をテーマに開催した「多世代タウンミーティング」は新年度も引き続き開催し、町民の皆様の声に耳を傾け、皆様との対話を大切にしながら町政を進めてまいります。



「最後に」

昨年「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催された大阪・関西万博は、約2900万人の来場者が訪れ大成功のもと幕を閉じ、閉幕に合わせて発表された「大阪・関西万博宣言」には、「つながり・交流の拡大、深化」や「新たな価値観への気づき・共有」などが盛り込まれました。下市町においても、K-TOOや集学校をはじめとする地域交流拠点には年間20万人以上が訪れ、新たな交流が生まれています。地域住民と来訪者との交流を進め、新たな活動を生み出すことで関係人口の創出に取り組み、地域の活性化に努めてまいります。

どこよりも住みやすく、いのちが守られる安心して暮らせる町を目指し、町民の皆さまとの対話を心がけ、町民皆さまのところに寄り添いながら、新しいことにもどんどんチャレンジする「躍動する下市」実現に向け、町民の皆さま、そして議員各位、町職員と一丸となって全力で取り組み、下市を前に前に進めてまいります。

下市町長 仲嶋 久雄

議会だより

令和8年第2回下市町議会（定例会）が3月3日から10日までの8日間の会期で開かれ、上程された議案はいずれも原案通り可決等されました。

- ・事務取扱指定（1件）、条例制定（2件）、条例改正（4件）、条例廃止（1件）、計画策定（1件）、補正予算（4件）、予算（5件）、同意（1件） 計19件

議案

- ▼下市町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- ▼下市町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ▼下市町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ▼下市町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- ▼下市町立認定こども園条例の一部を改正する条例
- ▼下市町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- ▼下市町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- ▼半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例を廃止する条例
- ▼下市町過疎地域持続的発展計画（令和8～12年度）の策定について
- ▼令和7年度下市町一般会計補正予算（第8号）について
- ▼令和7年度下市町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- ▼令和7年度下市町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- ▼令和7年度下市町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- ▼令和8年度下市町一般会計予算について

- ▼令和8年度下市町国民健康保険特別会計予算について
- ▼令和8年度下市町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- ▼令和8年度下市町介護保険特別会計予算について
- ▼令和8年度下市町下水道事業会計予算について
- ▼下市町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- ▼任期満了に伴い、上東祥浩氏に引き続き下市町教育委員会教育長に任命することに同意されました。

一般質問

※原文のまま表記しています

米田圭一郎議員から

- 「国道309号線、山崎区から上阪区区間の歩行者の安全確保について」の進捗状況について
 - 委員会室における下市放送の映像改善について
 - 町内施設における公衆無線LAN（Free WiFi）の導入について
- 榎北資郎議員から
- 運転免許証自主返納者に対する外出支援策の強化について
 - ツキノワグマ駆除と住民（暮らし）の安全・安心について
 - 秋野川の除草及び堆積土砂の撤去について

矢野和男議員から

- 防災について
- 丹生支所の廃止について
- 買い物支援について
- 交通標識・道路標示の整備・維持管理について

尾上治吉議員から

- 現在 下市集学校の敷地際の植栽の伐採及び防音壁の撤去について
- 秋野川の砂防対策について伺いたいします。

前垣昇司議員から

- 下市町下市地内区間内国道309号の安心安全な交通対策と現況の交通量増加に鑑みたバイパス道路建設について

子どもから高齢者と障害者の方の地域見守りネットワークについて

中垣内敏博議員から

- 昨年末に捕獲したツキノワグマについて

○各家庭での防犯カメラ設置

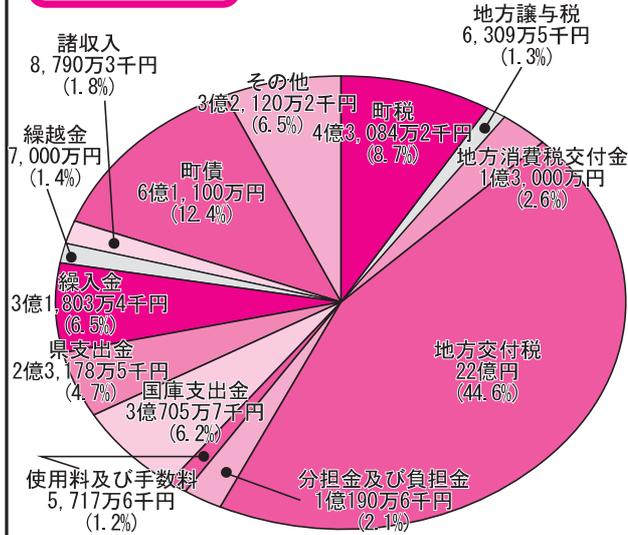
榎悦子議員から

- 移住者を募集する際の対応や準備について
- 下市あきつ学園の不登校児について

令和8年度 予算

令和8年第2回下市町議会定例会で令和8年度当初予算が承認されました。
一般会計予算は49億3千万円で、昨年の当初予算額に比べて4億4千9百
万円(10%)増額した予算規模となりました。

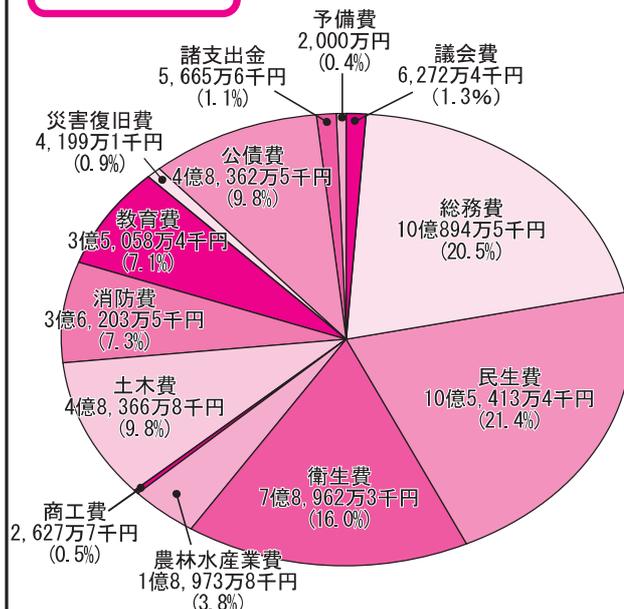
歳入



利子割交付金	150万円
配当割交付金	900万円
株式等譲渡所得割交付金	1,200万円
法人事業税交付金	800万円
環境性能割交付金	10万円
地方特例交付金	870万円
交通安全対策特別交付金	50万円
財産収入	1,280万2千円
寄附金	2億6,860万円
合計	3億2,120万2千円

一般会計 49億3千万円

歳出



会計別予算額

(単位:千円)

区分	予算額	対前年比率 (%)	
一般会計	4,930,000	10.0	
特別会計	1,817,672	5.1	
特別会計の内訳	国民健康保険	734,735	0.9
	後期高齢者	179,804	22.6
	介護保険	903,133	5.6
合計	6,747,672	8.6	

下水道事業会計予算

(単位:千円)

	予算額	対前年比率 (%)
収益的	収入	168,888 △ 1.5
	支出	161,100 △ 1.0
資本的	収入	31,066 8.0
	支出	82,023 △ 1.4

歳入
町が行う地方創生の取り組み「まち・ひと・しごと創生推進事業」に活用する企業版ふるさと寄附金として、2億5160万円計上しています。

歳出
新火葬場建設事業として、3億5332万6千円を計上、企業版ふるさと寄附金を活用した「まち・ひと・しごと創生推進事業」として、2億6915万円を計上、災害情報伝達手段の整備事業等として、1億1千万円を計上、鳥獣による農作物等の被害を防止するため有害鳥獣関連事業として、2212万5千円を計上、不登校児童のための居場所を整備するためのルームかけはし事業として、2227万7千円を計上しています。

住みやすい町づくりに向けて 機構改革

4月1日から、町役場の機構と課の配置が変わります。
新たな行政課題や多様化する住民ニーズに適切に対応する
ため体制の強化並びに事務の効率化を踏まえた組織の統廃
合など必要な組織機構の整備を行うものです。



◆各課の主な業務を紹介します

新

税務財政課

町県民税 / 固定資産税 / 軽自動車税 / 税証明 / 徴収対策 / 入札契約 / 財政 / 会計など

住民保険課

戸籍 / 住民基本台帳 / マイナンバーカード / 印鑑登録 / 国民健康保険 / 後期高齢者医療 / 福祉医療 / 国民年金 / 人権啓発など

健康福祉課

社会福祉 / 高齢福祉 / 障害福祉 / 介護保険 / 地域包括支援センター / 保健センター / 児童福祉 / こども家庭センターなど

こども園の入園やこども誰でも通園制度等の手続きは健康福祉課まで



新

農林地籍課

農林業振興 / 農道・林道管理 / 有害鳥獣 / 地籍調査 / 農業委員会など

地域づくり推進課にあった農林業係、有害鳥獣係、建設課にあった地籍係が一緒になりました



建設課

土木・建築 / 道路・河川管理 / 町営住宅 / 下水道 / 公園管理 / 災害復旧など

総務課

総務 / 人事・給与 / 秘書 / 広報広聴 / 消防・防災 / 交通・地域安全対策 / 選挙 / 統計など

地域づくり推進課

企画 / 観光 / 商工業 / 空き家対策 / 下市温泉運営管理 / 賑わい創出協議会 / 都市計画 / ふるさと納税など

生活環境課（紫水苑）

ごみ収集・処理 / し尿収集・処理 / 火葬場運営 / 環境・公害など

議会事務局

議事 / 監査 / 庶務など

教育委員会事務局 （観光文化センター内）

学校教育 / 社会教育 / 社会体育 / 学校保健 / こども園運営 / 学童保育など



新体制もよろしくをお願いします！

各課問い合わせ



課名	IP電話	課名	IP電話
税務財政課	68-9062	総務課	68-9060
住民保険課	68-9063	地域づくり推進課	68-9070
健康福祉課	68-9065	議会事務局	68-9061
農林地籍課	68-9066	教育委員会事務局	68-9080
建設課	68-9067	生活環境課	68-9075

代表 ☎52-0001（総務課に繋がります）

庁舎内マップ



2 階



3 階



卒園・修了・卒業

おめでとうございます



3月12日 下市あきつ学園（後期課程）



3月20日 下市こども園



3月23日 下市あきつ学園（前期課程）

3/15 梅の里山まつりが開催されました



奈良県三大梅林の一つ、広橋梅林で「梅の里山まつり」が行なわれ、県内外からたくさんの観光客が訪れました。

梅林内では、地元の新鮮な農産物などを販売する青空市や、もち、茶粥の販売などが実施され、訪れた観光客は、自然や地元の人たちとのふれあいを楽しみ、春を満喫していました。

3/22 第2回十手・下市町リレーマラソンが開催されました



下市中央公園にて「第2回十手・下市町リレーマラソン」が開催されました。ファミリーマラソンでは小さな子どもたちが懸命に駆け抜け、10 km・20 kmの部では前回参加者も多く、互いにタイムを競い合う熱い展開も見られました。沿道の応援も相まって、会場は終始大いに盛り上がりました。

2/18 全国商工会連合会から表彰状が授与されました



2月18日、下市町商工会の小山博子さんが役場町長室を訪れ、全国商工会連合会から授与された表彰の報告を行いました。今回の表彰は、小山さんが長年にわたり商工業の振興と地域の発展に多大なる貢献を続けてこられたことを讃えたものです。

小山さんは、「このような賞をいただき、身の引き締まる思いです。これからも下市町のさらなる発展のため、自分にできる限りの尽力をしていきたい」と、感謝の言葉とともに今後の抱負を力強く語られました。

農用地の除外申請について

問 農林地籍課 IP 68-9066 (直通)

- 農業振興地域内の農用地を農地以外の用途に使用するには除外申請が必要です。
- 除外の手続きには約6か月を要し、その後も農業委員会に対し農地転用の申請が必要となります。対象の農地についてはお問い合わせ下さい。

申請受付期間：4月30日(木)まで

農業・地籍については、

1階の「農林地籍課」

に係と場所が変更しています。
よろしくお祈いします。



イノシシ・シカによる被害でお困りの農業者の方へ

問 農林地籍課 IP 68-9066 (直通)

- 農地における農作物生産の被害防止のため、侵入防止柵を設置する場合において、資材の購入に要する経費の補助を行います。
- 資材を当該年度の4月以降で購入し設置される予定の方は、**事前に農林地籍課に申し込み**をして下さい。

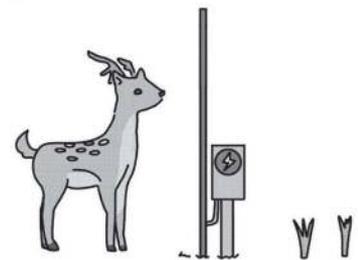
尚、予算には限りがありますのでお早目の手続きをお願いします。

▶ 補助対象経費

資材費 (ワイヤーメッシュ柵、電気柵等にかかるもの)

▶ 補助額

資材経費の2分の1以内、上限10万円まで
(前年度の上限8万円から10万円に増額)



※予算に達し次第、受付を終了させていただきます。

下市町 指定避難所・緊急避難場所一覧

●町では、国・県の指導及び近年激甚化する自然災害等を踏まえ、町民の皆さまがより安全に避難できるように指定避難所を下記のとおり再編しました。

指定が解除された集会所等について

- ・今後も普段の集会所等として利用していただけます。
- ・今後も災害時等に避難所として利用していただけます。
- ・今後も修繕等で町の補助金（地域拠点整備事業）を活用していただけます。

新指定		名称	所在地
指定避難所・緊急避難場所	1	下市あきつ学園	下市 3060
指定避難所・緊急避難場所	2	下市観光文化センター	下市 3071
指定避難所・緊急避難場所	3	総合体育館	下市 2227
指定避難所・緊急避難場所	4	交流センター（ごんたくんの家）	善城 140-1
指定避難所・緊急避難場所	5	KITO FOREST MARKET SHIMOICHI	善城 664-1
指定避難所・緊急避難場所	6	下市温泉	伊予 2189
指定避難所・緊急避難場所	7	山村振興センター	長谷 6
指定避難所	8	アメニティ	下市 580-1
指定避難所	9	第2老人憩いの家	下市 2781-1
指定避難所	10	下市こども園	下市 2450
指定避難所	11	下市集学校	下市 1818
指定避難所	12	下市町役場	下市 1960
指定避難所	13	農村環境改善センター	下市 1960
指定避難所	14	旧才谷小学校	才谷 480-1
指定避難所	15	旧丹生小学校	谷 18
指定避難所	16	コミュニティ防災センター（本町）	下市 48-1
指定避難所	17	ふれあいセンター（新住）	新住 253
指定避難所	18	コミュニティセンター（阿知賀）	阿知賀 1821
指定避難所	19	瀬ノ上会館	阿知賀 2660-2
指定避難所	20	小路地区集会所	小路 282-1
指定避難所	21	柿の里ホール	栃原 1222-29
指定避難所	22	平原会館	平原 477-1
指定避難所	23	梨子堂会館	梨子堂 317
指定避難所	24	原谷地区農村集落センター	原谷 857-1
指定避難所	25	栃本コミュニティセンター	栃本 354
指定避難所	26	岩森会館	伊予 47-1
指定避難所	27	農村コミュニティ体育センター	伊予 619
指定避難所	28	立石区民センター	立石 260-1
指定避難所	29	才谷区自治会集会所	才谷 232-1
指定避難所	30	広橋会館	広橋 589-1
指定避難所	31	コミュニティ体育館（西山）	西山 118-1
指定避難所	32	西山生活改善センター	西山 597-1
指定避難所	33	黒木交流センター	黒木 199-1
指定避難所	34	貝原生活改善センター	貝原 537

問 総務課 ☎ 52-0001（代表） IP68-9060（直通）

もしもし安全・安心ダイヤル

下市町の方のみご利用いただけます



問 健康福祉課 IP68-9069 (直通)

24時間365日いつでも、通話料無料でお聞きします

☎ 0120-701-219

24時間いつでも専門スタッフが相談に応じます
健康相談・介護相談・育児相談・こころの相談・栄養相談
などの不安や悩みについて看護師や心理カウンセラー・管理栄養士等
専門スタッフが相談に応じます。

対応案内

【看護師】24時間 365日
【心理カウンセラー】
月～金 9:00～20:45
土日祝 10:00～16:45
【管理栄養士】
月～金 9:00～17:00

「急な発熱など体調の変化」
「子どもの発達が心配」
「最近物忘れが心配」
「仕事や対人関係で悩んでいる」



●このような不安や悩みがあれば、ひとりで悩まずいつでも
相談してください。
※この事業はALSOKあんしんケアサポート株式会社に
業務委託しています。

国民年金についてのお知らせ

問 住民保険課 IP68-9063 (直通)
大和高田年金事務所 0745-22-3531

●令和8年度分の国民年金保険料の納付書が発送されます

保険料：17,920円(月額)

発送日：令和8年4月1日(水) ※郵便事情により配達が遅延することがあります。

- ・お近くの金融機関・郵便局・コンビニ等で期限内に納付してください。
- ・令和8年2月上旬の情報に基づき発行しており、行き違いで納付書をお送りする場合がありますが、ご了承ください。

1 保険料の納付が困難な場合

- ・所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが困難な場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。
 - ・本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。
- ※令和7年7月～令和8年6月の保険料は令和6年中の所得で、審査が行われます。

2 学生で保険料の納付が困難な場合

- ・保険料を納めることが困難な学生には、本人の前年所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される制度があります。
- ※大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校に在学する方

1 2 の申請に必要な書類

- ・基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーカード
- ・退職(失業)の場合は、退職(失業)したことが確認できる書類(雇用保険受給資格者証等)
- ・学生の場合は学生証または在学証明書



保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

固定資産縦覧帳簿等の縦覧について

問 税務財政課 IP68-9062 (直通)

令和8年度の固定資産税の算定の基礎となる固定資産縦覧帳簿等の縦覧を行います。

日 4月1日(水)～6月1日(月)

8:30～17:15

※土・日・祝日等閉庁日は除く

所 下市町役場 税務財政課

- ・縦覧等を希望される方は、本人確認のため納税者であることを確認できる書類(納税通知書または公的機関発行の証明書等、マイナンバーカード・運転免許証)の提示をお願いします。
- ・代理人の場合は、委任状が必要です。

令和8年度 狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

問 生活環境課 ☎52-5901 IP68-9075 (直通)



狂犬病予防注射を実施します。犬のしつけが十分できている場合は、お近くの会場をご利用ください。



実施日	時間	実施場所
4月23日 (木)	9:50～10:05	立石区民センター前
	10:20～10:30	下市温泉明水館駐車場
	10:45～11:00	下市町交流センター(ごんたくんの家)駐車場
	11:10～11:30	下市観光文化センター駐車場
	13:30～13:45	下市町山村振興センター前(旧丹生支所)
	14:00～14:10	広橋会館前
4月24日 (金)	10:00～10:15	栃原地区農村集落センター前
	10:30～10:40	平原集荷センター前
	10:55～11:05	梨子堂会館前
	11:30～11:45	本町防災倉庫前
	13:30～13:40	下市町コミュニティーセンター(阿知賀)駐車場
	13:50～14:10	吉野保健所駐車場

▶ **持ち物** : ①注射費用3,400円(できるだけお釣りのいらぬようにご協力ください)

②通知文書(飼い主の方へ3月中に郵送予定)

▶ **犬の登録** : ・犬の登録は狂犬病予防法で義務づけられています。未登録の飼い主の方は登録をしてください。注射実施会場でも受付します。登録費用3,000円(紫水苑で随時受付可)
・マイクロチップを装着している場合は、環境省のホームページ等で飼い主変更を行ってください。

変更登録手数料: オンラインでは400円・用紙では1,400円+払込手数料

●犬の死亡・飼い主の変更や住所変更の場合、届出が必要です。(紫水苑で随時受付可)

お知らせ

林野火災の防止

問 大淀消防署 ☎0747-52-1199

この時季は空気が乾燥し火災が発生しやすい季節です。また、ハイキング・山菜取り等で入山者が多く、特に林野での火災が多発する季節でもあります。このような林野での火災予防のため、次のことに十分注意しましょう。

- 木の枝や枯れ草等をやむを得ず焼却する時は、周囲への延焼に十分注意するとともに、水バケツ等の消火の準備をすること。
- 火気使用中はその場を離れず、終了後は完全に消火する。

- 強風時や乾燥注意報発令中には、たき火、枯れ草等の焼却を行わない。
- 山林に火入れをする時は、必ず下市町長の許可を受けること。
- 森林の近くでタバコは極力吸わない、また吸殻は確実に消して投げ捨てない。
- 火遊びは絶対しない、させない。



福祉だより 

健診のお知らせ

問 健康福祉課 IP68-9065 (直通)

所 保健センター



事業名	日にち	受付時間
	対象者・内容等	
幼児健康診査	4月28日(火)	①13:00~ ②13:10~
	①【1歳6か月児】 令和6年9月1日~令和6年11月30日生 ②【3歳児】 令和4年9月1日~令和4年11月30日生	

福祉だより

定期児童相談

申問 奈良県高田こども家庭相談センター
☎0745-22-6079

子どもさんの成長、発達、行動、しつけなどのさまざまな問題や心配ごと等、あなたが抱えている疑問や悩みについて、どうぞお気軽にご相談ください。

▶年間予定 所 保健センター

令和8年	5月21日 (木)	7月16日 (木)
	9月17日 (木)	11月19日 (木)
令和9年	1月21日 (木)	3月18日 (木)

▶時間 10:30~16:00

盲ろう者向け通訳・ 介助員養成講座について

申問 奈良県聴覚障害者支援センター
☎ 0744-21-7880
FAX 0744-21-7888

▶日程：6月5日から12月4日の金曜日 全24講座

▶時間：10:00から15:00

▶会場：奈良県聴覚障害者支援センター
(奈良県社会福祉総合センター内)

▶募集人数：15名(先着順)

▶応募条件：講座終了後、奈良県登録盲ろう者向け通訳・介助員として活動できる方

¥ 5,000円 別途テキスト代2,000円

▶申込期間：3月30日から5月10日

住環境支援

補助金

のご紹介

下市町で家を建てる・改修する・貸すなど



◆このページの問い合わせは地域づくり推進課まで 問 IP 68-9070

空き家リフォーム補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の改修に要した費用の一部を補助します

【主な内容】

売買契約または賃貸借契約締結後1年以内に、下市町内の施工業者に依頼して実施した改修工事に対して補助する



補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする
※申請者(利用者に限る)が、世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯である場合は、100万円を限度とする

ただし、補助金の交付は1件の空き家につき、所有者または利用者のいずれか1名とする

【交付対象者 次の①～③の要件をすべて満たす方】

- ①物件の所有者は、当該空き家を利用者に5年以上使用させる意思を有していること
- ②利用者は、当該空き家に5年以上居住する意思を有し、世帯構成員全員が当該空き家所有地において住民基本台帳に記載されること。また、自治会に加入し自治会活動等に積極的に参加すること
- ③町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 6件程度(先着順)

空き家売買時の不動産仲介手数料補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の売買契約時に発生する不動産仲介手数料について補助します

【主な内容】

売買契約時に発生する不動産仲介手数料の2分の1に相当する額を、165,000円を限度として補助する

【交付対象者 次の①～③の要件を全て満たす方】

- ①当該空き家売買契約の不動産仲介手数料を支払った当該空き家の売主又は買主であること
- ②利用者は、当該空き家を5年以上活用する意思を有していること
- ③町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 5件程度(先着順)

定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します

【主な内容】

次の①～③の要件を全て満たす場合は100万円

- ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
- ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
- ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること
その他かさ上げ:下市町内の業者での施工(10万円)
吉野材使用(10万円)



【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に記載され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方であること
- ③自治会活動等に積極的に参加する方であること
- ④町税等滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 2件程度(先着順)

空き家バンク若者世帯成約時補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の賃貸・購入に要した費用の一部を補助します

【主な内容】

A:賃貸補助 毎月1万円(最長3年間)

B:購入補助 毎年12万円(最長3年間)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ②当該物件の所在地において世帯構成員全員が住民基本台帳に登録され、入居後5年以上居住する意思のある方であること
- ③自治会活動等に積極的に参加する方であること
- ④その他の公的制度による補助対象者、町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 2件程度(先着順)

空き家バンク登録家財処分補助金

下市町空き家バンクに登録されている空き家の家財道具等の処分に係る経費に対し、補助を行います

【主な内容】

空き家の家財道具等の処分に直接要する経費を30万円を上限に補助する



【交付対象者 次の①～②の要件を全て満たす方】

- ①空き家バンクに登録されている物件の所有者であること
- ②町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 5件程度(先着順)

空き家再生等推進事業(応急措置)補助金

【主な内容】

空き家の老朽化等により、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために行う措置に要する経費の3分の1を10万円を上限として補助する



【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内にある空き家の所有者またはその相続人等(共所有者等いれば全権利者から同意を得ていること)であること
- ②近隣住民への報告を行うこと
- ③工事の施行は、法人または個人事業主が行うこと
- ④町税等滞納者、公共工事の補償対象、下市町暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑤年度内に工事を完了できること

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 3件程度(先着順)

空き家解体・活用補助金

下市町内の空き家を解体し、家屋等の新築や地域交流スペース等の設置を行う場合に、解体や設置工事等に要する経費について補助します

【主な内容】

下市町内の空き家所有者等が、当該空き家を解体し、家屋等の新築や地域交流スペース等の設置を行う場合に要する経費について、100万円を上限に補助する

※家屋等を新築する場合、建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること

※地域交流スペースを設置する場合、防草対策や清掃を行い、下市町民が心地よく利用できる空間を維持するための適切な管理を行うこと

【交付対象者 次の①～②の要件を全て満たす方】

- ①空き家の所有者又はその相続人であり、共所有者等いれば全権利者から事業実施について同意を得ていること
- ②町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 5件程度(先着順)



◆このページの問い合わせは
地域づくり推進課まで

空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します

【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助する

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅
- ②補助対象建築物のある自治会への報告を行うこと
- ③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行うこと
- ④空家であり、共所有者等いれば全権利者からの同意を得ていること
- ⑤町税等滞納者、公共工事の補償対象、下市町暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑥令和9年1月中旬までに工事を完了できること

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 10件程度(先着順)

若者定住集合住宅入居補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します

【主な内容】

A:賃借人補助(借り方への補助)

入居から1～5年 まで毎月1万円、
6年目以降は、毎月5,000円
(新築以降の4月1日から10年間まで)



B:賃貸人補助(貸す方への補助)

若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、
新築以降の4月1日から10年間

【交付対象者】

A:賃借人補助(借り方への補助)

次の①～④の要件を全て満たす方

- ①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅の内、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に記録されていること
- ②世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ③自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方であること
- ④その他の公的制度による補助対象者、町税等滞納者、下市町暴力団排除条例に該当する方でないこと

B:賃借人補助(貸す方への補助)

若者世帯が居住している場合に補助

受付期間 4月1日～(随時募集)

応募件数 2件程度(先着順)



このページの問い合わせは
建設課まで 問IP 68-9067

下市町住宅リフォーム助成事業補助金

下市町内で購入した木材を使用し、住宅リフォームを行った方に補助金の交付を行います

【主な内容】

- ①当該工事に使用した木材の購入額とし、最高限度額は20万円とする(町が行っている他の補助制度の対象部分を除く)
- ②補助金の交付は1回限りとする



家を改修する

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①下市町に住所を有する方が、町内で自ら居住するための住宅等のリフォーム工事であること(独立した敷地にある店舗等は対象外)
- ②下市町内に本社を有する法人または下市町内に住所を有する個人の施工業者を利用して期間内に完了する工事であること
- ③下市町内の木材業者(製材所)で購入した木材(吉野郡内で生産または製材された木材)を使用したリフォーム工事であること
- ④建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること
- ⑤同一世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ⑥工事費が20万円以上であること(町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費)

受付期間 4月1日～令和9年1月8日

応募件数 5件程度(先着順)

下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

道路(私道等を除く)に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金の交付を行います

【主な内容】

- ①補助対象となるのは、ブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分にあつては要する経費を含む)とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする
- ②補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額である(10万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)
- ③補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする
※令和8年12月末日までに工事を完了し、必要書類の提出が必要

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①ブロック塀、または、その他の組積造の塀であること
※門柱及び万年塀、土塀は対象外
- ②対象者はブロック塀の所有者又は管理者であること
- ③建築基準法第42条に規定する道路に面していること
※私道、里道は対象外
- ④ブロック塀等の倒壊による危険性回避を目的として実施するブロック塀等の解体工事であること

受付期間 7月1日～10月30日

応募件数 2件程度(先着順)

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

下市町内で住宅の耐震に要した費用の一部を補助

【主な内容】

- ①工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事又は、工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事とする
- ②補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額とする(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする※ただし、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする)

【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法または伝統的構法の木造住宅であること
- ②延べ床面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下であること
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること
- ④町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅であること
- ⑤対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付期間 7月1日～10月30日

応募件数 1件程度(先着順)

既存木造住宅耐震診断支援事業

町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します

【主な内容】

- ①所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣し、耐震診断の実施後に耐震診断の結果などを申請者に報告する
- ②診断費用 無料(町が診断費用5万円を負担する)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法または伝統的構法の木造住宅であること
- ②延べ床面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下であること
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること
- ④対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付期間 7月1日～10月30日

応募件数 2件程度(先着順)

募集

町営住宅入居者募集

問 建設課 I P 6 8 - 9 0 6 7 (直通)

下記のとおり町営住宅の入居募集をします。申込書ほか案内書類(間取図等)は4月2日(木)より建設課にて配布します。関係書類をご準備のうえ、期日までにお申込みください。

団地名	型式	戸数	家賃(月額)			
青空 団地	3DK	1戸 (3F)	① 22,000円 ⑤ 37,400円	② 25,400円 ⑥ 43,200円	③ 29,000円 ⑦ 50,500円	④ 32,700円
青空 団地	3DK	2戸 (1F)	① 20,900円 ⑤ 35,500円	② 24,100円 ⑥ 41,000円	③ 27,600円 ⑦ 48,000円	④ 31,100円
蜻蛉 団地	3DK	1戸 (2F)	① 13,300円 ⑤ 22,700円	② 15,400円 ⑥ 26,200円	③ 17,600円 ⑦ 30,600円	④ 19,800円
小西 団地	3DK	1戸 (1F)	① 12,400円 ⑤ 21,200円	② 14,400円 ⑥ 24,500円	③ 16,400円 ⑦ 28,700円	④ 18,600円

▶ 家賃は基準月収額に応じて7段階となります。

- ① 0円～104,000円 ② 104,001円～123,000円 ③ 123,001円～139,000円
 ④ 139,001円～158,000円 ⑤ 158,001円～186,000円 ⑥ 186,001円～214,000円
 ⑦ 214,001円～259,000円 ※基準月収額が259,000円を超える方は申込みできません。

▶ 申込受付期間

4月3日(金)～13日(月)
 ※土・日を除く 8:30～17:15
 ※書類審査の都合上、郵送での受付はできません。

▶ 入居予定日

6月上旬以降

▶ 申請書類

入居申込書(建設課にあります)・住民票謄本(家族全員のもの)・納税証明書
 所得証明書(申請者及び同居予定者の所得のある方すべて)・現住所付近の略図

採用

奈良県教員採用試験について

問 奈良県教育委員会事務局教職員課
 ☎0742-27-9852

- 令和9年度奈良県公立学校教員採用候補者選考試験についてお知らせします。詳細は、奈良県教育委員会教職員課のWebサイトに掲載しています。

1次試験：【筆記】6月13日(土)

【実技】6月14日(日)

2次試験：

【集団面接】7月18日(土)19日(日)

【個人面接】8月6日(木)～10日(月)

教職員課 Web サイト
 2次元コード



採用

自衛官募集のお知らせ

問 自衛隊奈良地方協力本部
 五條地域事務所
 ☎0747-22-3789

曹候補生(中途採用も含む)

- ▶ 受験資格：18歳以上33歳未満
- ▶ 受付締切：5月7日(木)まで
- ▶ 試験：筆記試験、適性検査(WEB試験)
- ☎ 5月16日(土)～24日(日)の内1日
- ▶ 合格発表：6月4日(木)
- ▶ 2次試験：口述試験・身体検査
- ☎ 6月20日(土)・21日(日)の内1日

2等陸・海・空士(中途採用も含む)

- ▶ 受験資格：18歳以上33歳未満
- ▶ 受付締切：5月19日(火)まで
- ▶ 試験：●筆記試験、適性検査(WEB試験)
 5月18日(月)～22日(金)の内1日
- 口述試験・身体検査
 5月23日(土)

問 4月の明水館カレンダー

下市温泉明水館
☎(52)2619
IP(68)9081

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※○印の日が休館日です。

各種宴会を承っています。
詳細はごんた食堂へお問い合わせください。



※写真はイメージです

明水館営業時間 11時～19時
(受付は 18時30分まで)
ごんた食堂 ラストオーダー18時30分まで
【平日】 11時30分～14時
16時30分～19時
【土日祝】 11時30分～19時
※毎週水・金曜日の16時30分～19時は休業
します。
皆様のご来店お待ちしております！

下市温泉明水館
ごんた食堂営業日のお知らせ



ごんたの湯
下市温泉明水館

対 町内に空き家をお持ちの方
町内にお住まいの方
【主催】 地域づくり推進課
NPO法人空き家コンシェルジュ
下市出張所(水・土)
080(2116)3427
(担当/近藤)
※空き家バンクへの登録などの
ご相談は随時受け付けています。

日 4月16日(木)
14時～17時
(1組約45分/ご予約優先)
内 所 下市温泉
「空き家となった実家、店舗を何とかしたい」「住んでいる家が将来空き家になりそう」などの空き家に関するさまざまなご相談を承ります。

下市町空き家無料相談会
in 下市温泉ごんたの湯

各種相談窓口

中南和法律相談センター無料法律相談
〈県内中南和各地で随時開催しています〉

申・問 奈良弁護士会内 中南和法律相談センター係
☎0742-22-2035

吉野三町無料法律相談

〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

日 4月16日(木) 13:00～16:00
所 吉野町役場
問 吉野町役場 町民税務課
☎0746-32-3081 (代表)

消費生活相談

日 毎週木曜日 13:00～16:00
開催日時は直接お問い合わせください。
所 川上村役場
問 川上村役場 住民課
☎0746-52-0111 (代表)

法テラス南和法律事務所
〈常駐の弁護士が相談にあたります〉

所 大淀町大字下淵68番地の4やすらぎビル4階
問 ☎050-3383-0025
※無料になる場合があります。
まずは電話でお問い合わせください。



のうごき

令和8年3月1日現在

人口 4,221人 (-14)
男 1,997人 (-6)
女 2,224人 (-8)
世帯数 2,170世帯 (-3)
()内は前月比
出生 1人 死亡 15人
転入 4人 転出 4人

まちの掲示板

てんいち先生



社協だより

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。2月1日～2月28日の期間に、次の皆さまから預託をいただきました。(敬称略)

- 結婚内祝 頃橋 克雄 (新住) 3万円
- 供養として 血谷 憲昭 (新住) 2万円
- 福井 妙子 (原谷) 5万円
- 今西 嗣郎 (新住) 3万円
- その他 下市町商工会 2万1000円

相談日のお知らせ

相談内容	相談日	時間	場所
行政・人権・心配ごと相談 行政相談員・人権擁護委員 民生児童委員が相談を受けます。 (電話相談も可)	4月2日(木)	13:00	下市町交流センター (ごんたくんの家) ☎52-6125
	5月7日(木)		
人権・心配ごと相談 人権擁護委員・民生児童委員が 相談を受けます。 (電話相談も可)	4月16日(木)	15:00	
	5月21日(木)		

防災豆知識



大判のハンカチ・バンダナで「粉塵除け」「感染症対策」になります!

鼻と口を覆える大きめの布を後頭部で結んで使用することで、マスク代わりに使えます。また、感染症対策だけでなく粉塵除けとして使うことができます。災害時には、マスクがすぐに手に入らないことが予想されます。防災リュックには大判のハンカチとマスクを多めに入れておきましょう。

図書館だより

4月の図書館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			①	2	3	4
5	6	⑦	⑧	9	⑩	11
12	13	⑭	⑮	16	17	18
19	20	⑳	㉑	22	23	24
25	26	27	⑳	㉑	30	

- ★○印が休館日です
- ★開館時間 木曜日～月曜日 9:00～17:00
- ★開館時間以外は、玄関脇の返却BOXへお返しください。(DVD・他館借受本を除く)

おはなし会
4月25日(土)
ごご2じ～
場所:えほんコーナー

ChatGPTはどのように動いているのか?	中西 崇文
人生が生きやすくなる「性格」の話	小塩 真司
腸疲労 40代から必要な消化・吸収の新習慣	平島 徹朗 他
たぶん、ターニングポイント	弘中 綾香
悪女たちのレシピ	秋吉 理香子
やっぱり犬は知っている	大倉 崇裕
おまあ推理帖	諸田 玲子
砂冥宮 (浅見光彦シリーズ)	内田 康夫
ねこのおうさま	J・ジェイコブス 他
すごいぜぼんのちからって!	ディディエ・レヴィ 他
いやっ!といえないノニ	H・H=サスマン 他
わかったさんのマシュマロ	永井 郁子 他
失敗しない整理整とん	中村 佳子 監修
言った分だけ脳を鍛える早口ことば鬼ドリル	大谷 健太 他
異聞今昔物語 話を集める少年と消えた少女	森谷 明子 他
神の蝶・舞う果て	上橋 菜穂子

今月おすすめの本

サチコ

群 ようこ [著]
幻冬舎

内向きで控えめなサチコは、55歳で長年勤めた職場を早期退職し、食堂のアルバイトを始めた。ときにじんわり、ときにほろ苦く、どこか滑稽で…。ささやかな人生の豊かさを味わえる長編小説。

下市町のホームページから蔵書の検索・予約が可能ですので、ぜひご利用ください。

問 下市町立図書館
(下市観光文化センター2F)
☎ 52-1711 IP 68-9080

sic テレビガイド

令和8年3月31日～4月30日

放送時間 朝6:30～ 昼12:30～ 夕18:30～ 夜21:00～

令和7年度 下市こども園卒園式 下市あきつ学園卒業式・前期課程修了式	31日 ~ 4月6日
吉野三町共同番組 CATVネットワークSP 令和8年3月号	7日 ~ 9日
ふるさと探訪 <small>つるべずし</small> 釣瓶鮠 (昭和54年3月放送)	10日 ~ 13日
検証 下市大火 (昭和62年5月放送)	14日 ~ 16日
ワイドしもいち 令和8年3月号 (再)	17日 ~ 19日
ワイドしもいち 令和8年4月号	20日 ~ 23日
令和8年度 下市こども園入園式 下市あきつ学園入学式・後期課程進級式	24日 ~ 30日

*都合により、番組内容・放送時間を変更する場合があります。ご了承ください。

*ごみの分別方法は、5:30、11:30、18:00に放送しています。

*お悔やみ放送は、依頼があった日の17:30～18:20 および20:30～20:45に放送します。



こまどりケーブル に関する問合せは こちら	申込み・契約変更・料金について	ケーブルテレビの操作・不具合について
	日・祝除く 9:30～17:30 0120-667-740	年中無休 24時間受付 0120-950-144

▶ 下市町賑わい協議会よりお知らせ

下市町や下市町賑わい創出協議会公式の
SNS アカウントをご存じですか？

下市町のイベント情報や観光情報、
町の魅力などを日々発信しています！

フォローや友達登録がまだの方は
ぜひ下記からチェックしてみてください！



▲ Instagram



▲下市ファンクラブ
(LINE)



▲ note

広告